

明治期の倫理的唱歌の成立

——忘れられた教育勅語唱歌——

日本大学教育制度研究所研究員

雨宮久美

はじめに

明治二十三年十月三十日に「教育ニ関スル勅語」が渙発された。これは国民教育の根本精神を定めたものであり、その影響は学校教育の中では特に修身教育、社会科教育、国語科教育などに顕著に現れている。また音楽教育にも、直接間接的な影響を与えることになった。

「教育勅語」に関する研究は衍義をはじめ、勅語の成立史、学校教育史、政治史等これまで数多く発表されているが、教育勅語関係の唱歌について未だ十分に研究されていない。

そこで本論は、明治期の「教育勅語」と唱歌の関係について考察したものである。倫理教育と唱歌の関係は緊密であり、当時の唱歌の中には倫理的徳目を含むものが多いため、本論では唱歌の題名に「教育勅語」が付いているものだけを対象とした。

一、伊澤修二と音楽教育の導入

学校教育の中に音楽教育が導入された経緯について、最初に簡単に触れてみよう。

明治五年八月三日、「学制」が頒布された。この時、上等小学においては「唱歌」、下等中学では「奏楽」の科目が設けられた。我が国の近代教育の最初から音楽教育の導入が計画されたが、「当分之ヲ欠ク」という但し書きが付記されていた。西洋式の学制をまねて「唱歌（ソング・song）」を取り入れたが、西洋音楽は国内でほとんど普及していなかったために、直ちに実施することができなかった。

また同年九月八日に布達された、学制の実施方法を明記した「小学教則」には、唱歌の項はなかった。これは教科として「一応設定したものの、音楽教材やその教師が得られなかったのであるから止むを得ない措置」であった。しかし、実施できないにもかかわらず、音楽を取り入れたのは、「いわゆる礼学の思想や、また外国の軍楽隊などによって紹介された西洋音楽の魅力」などによるものである。

さて、学制頒布から明治十年代にかけて、わが国の音楽教育を進めるための基本的かつ具体的問題（理念・教材・指導法など）が模索・試行されていく。その端緒になったのが、伊澤修二の米國留学であった。

明治七年三月、伊澤修二は二十四歳で初代愛知師範学校長に就任し、その附属施設として設けられた幼稚園のような所で遊戯唱歌を試みた⁽³⁾。これが、わが国で初めて行なわれた唱歌教育である。この時の経験が、後に音楽教育に興味を持つ契機となった。

翌八年七月十八日、伊澤は高嶺秀夫・神津専三郎および留学生監督官の目賀田種太郎とともに師範学科取調のためアメリカ留学を命じられ、横浜を出航した。伊澤は音楽教育の研究を目的として留学したわけではなかった。伊澤は、

マサチューセッツ州ブリッジウォートル師範学校並びにハーバード大学での諸般の教育事情を視察研究するかたわら、ボストン市初等教育音楽監督官シ・W・メーンソン (Luther Whiting Mason 一八八一—一九七) に師事して西洋の音楽教育の基本を学び、日本にも音楽教育を普及させようと決意するに至つた。

明治十一年四月、帰国を目前に控えた伊澤が、「学校唱歌二用フベキ音楽取調ノ事業ニ着手スベキ見込書」⁽⁴⁾を目賀田種太郎と連名で、文部大輔田中不二麿に提出した。

現時欧米ノ教育者皆音楽ヲ以テ教育ノ一課トス、夫レ音楽ハ学童神氣ヲ爽快ニシテ其ノ勤学ノ勞ヲ消シ、肺臟ヲ強クシテ其ノ健全ヲ助ケ、音声ヲ清クシ、発音ヲ正シ、聴力ヲ疾クシ、考思ヲ密ニシ、又能ク心情ヲ楽マシメ其ノ善性ヲ感発セシム、是レ其ノ学室ニ於ケル直接ノ功力ナリ、然シテ社会ニ善良ナル娛樂ヲ与ヘ、自然ニ善ニ遷シ罪ニ遠カラシメ、社会ヲシテ礼文ノ域ニ進マシメ、国民揚々トシテ王徳ヲ頌シ太平⁽⁵⁾ヲ樂ムモノハ其ノ社会ニ対スル間接ノ功力ナリ、

右ハ其功力ノ大要ニシテ然カク功力アルコト照々欧米礼文ノ各国ニ見ルベキナリ、我省夙ニコ、ニ見ルアリテ唱歌ヲ公学ノ一課ニ定メラレシト雖モ、之レヲ実施スル亦易キニアラズ、例ヘバ我国ノ音楽ニ雅俗ノ別アリ、其ノ雅ト称スルモノ調曲甚高クシテ大方ノ耳ニ遠ク、又其ノ俗ト称スルモノハ謳曲甚卑クシテ其害却テ多シ、畢竟此ノ如クニテハ之レヲ学課トシテ施スベカラズ、然ラバ西洋ノ樂ヲ採リテ直ニ之レヲ用イバ事易キニ似タレドモ其ノ我ニ和スルヤ否ヤ又未ダ知ルベカラズ、就テハ右音楽ヲ興ス方法如何ニ付当国ニテ諸向ニ相質シ、此頃特ニ其筋ニ就キ少シク之レヲ探グルニ音楽詞誦ハ固人情ノ自然ニ出ヅルコト故、其大体ヨリ之レヲ論ズレバ人界中同一タルベキ儀ニテ彼レノ音楽ノ如キモ、我ニ適應スベキモノ有之、到底彼我和合シ一種ノ樂ヲ興サバ我公学ニ唱歌ノ課モ追々相立候様可相成ト存候、依テボストン公学音楽監督メイソン氏ト相議シ其ノ編著音楽掛図ニ拠リ、其楽譜ニ我歌詞ヲ插ミ相試ミ候処先々相応ニ相聞候、即チ掛図雛形別ニ進呈候、其委細ノコトハ別紙ニ記載候、

可然御覽ヲ願フ 敬具 [傍点引用者以下同]

この「見込書」は、西洋の音楽を採用して、直ちに日本の唱歌教育に用いるべき方策について上申したものである。その内容は、音楽が教育上にもたらす情操教育などの直接的効能以外にも、社会に健全な娯樂を与え、社会秩序を整えさせる等、間接的な効能も主張している。また、我が国には「雅と俗」の音楽があり、雅な曲は高度な旋律が多くて一般にはなじみが薄く、そして俗曲は極めて卑しく、かつ害も多いために学校教育には向いていない。さらに西洋の音楽は完成されているが、そのまま取り入れても国民に受け入れられるかも明らかではない。そこで双方を「和合」させて新たな音楽を創るならば、公教育で唱歌が普及するであろうと主張し、その方策について述べている内容である。

この見込書を見ると、伊澤が唱歌を一刻も早くわが国の音楽教育の中に採り入れる具体的方法を、在米中に立案していたことがわかる。

十一年五月二十一日に伊澤修二は帰国し、東京師範学校雇となった。同年八月文部省学務課を兼務し、十月十六日東京師範学校校長補に就任して、アメリカで学んだ音楽教育を日本で実践するポストに就くことができた。

同年十二月三十日、伊澤は「音楽取調ニ付見込書」を文部卿寺島宗則に提出した。その中で述べている要点として、次の三点があげられる。

- 一、東西二洋の音楽を折衷して新曲を作る事
- 二、将来、国樂を興すべき人物を養成する事
- 三、諸学校に音楽を実施する事

この「見込書」の中で、西洋の音楽を取り入れるについてはおよそ三つの説があると紹介し、その一つは、「国樂創成というわが国音楽の未來像を確立するにあたり、人種は違つても人情や音楽は同じであるから、おくれた東洋音

樂をすて、洋樂をもつて國樂とすべし⁽⁶⁾」とする洋樂主義である。二つめは、「洋樂導入は英語を國語に置きかえるようなもので、とうてい無益であるから、日本固有の音樂を培育完成すべし⁽⁷⁾」とする邦樂主義である。三つめは、「東西二洋の音樂を折衷して、今日わが國に適すべきものを制定すべし⁽⁸⁾」とする和洋折衷主義である。これら三説の中から、伊澤は第三説を採用し、そのためには、前述の三事項をなすことが大切であるとされた。このように、東西の音樂を折衷して國樂を創成するという方針は、これ以後のわが國の音樂教育の歴史を方向づけることになった。

伊澤は日本における音樂改良の目標を示し、それを実現するために明治十二年三月八日、「音樂伝習所設置案⁽⁹⁾」を文部省に提出した。この「設置案」の中で、音樂を振興することは教育上の急務であるがこれを民間に期待することはできないので、文部省に音樂伝習所を設けて振興を図らなければならないと主張し、そのための具体的經費や予算についても立案している。この上申書にもとづき伝習所が設けられ、音樂教育を實踐するべき人材を養成することになった。

同年十月二十三日、文部省内に音樂取調掛が設置された。後に音樂取調所と改称され、二十年には東京音樂学校と改称された。現在の東京芸術大学の前身である。

二、音樂教育と道德教育

明治十一年八月「教學聖旨」が下賜された。これは「教學大旨」と「小学条目二件」を合わせたものである。「教學大旨」は、維新後文明開化の風潮が国内にみなぎり、西洋の知識や技術を重んじて「品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者」が多くなつてきた世相を憂い、「専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行⁽¹⁰⁾」を尊ぶ人材を養成するために示されたものである。

「小学条目二件」では、入学当初に忠臣義士孝子節婦の画像写真を子どもたちに示し、それらの人物の話聞かせ、仁義忠孝の心を養うべきことなど、小学校教育において「教学大旨」の趣旨を具体的に展開する方法を指示している。明治期の唱歌教育を考える時、音楽教育の振興と道德教育の強調が、ほとんど同じ時期に展開していることは、「教育勅語唱歌」の成立に大きな影響があつたと思われる。

十四年五月四日「小学校教則綱領」が制定され、その第二条は「小学初等科ハ修身・読書・習字・算術ノ初歩及び唱歌・体操トス」と定められた。教科目の第一に修身の科目がおかれたことは、注目される。修身はこの頃から昭和二十年まで、教科の筆頭とされることになった。

また「教則綱領」の第二十四条は、次のように定められている。

唱歌 初等科ニ於テハ容易キ歌曲ヲ用イテ五音以下ノ単音唱歌ヲ授ケ、中等科及び高等科ニ至テハ六音以上ノ単音唱歌ヨリ漸次複音及び三重音唱歌ニ及フヘシ、凡テ唱歌ヲ授クルニハ兒童ノ胸膈ヲ開暢シテ其健康ヲ補益シ心情ヲ感動シ其美德ヲ涵養センコトヲ要ス

唱歌教育を行うことで児童の健康を増進し、美的感性や徳性を養うことが求められている。

この「教則綱領」が公布されたからといって、学校教育の現場ですぐ音楽教育がはじまったわけではない。音楽教育を指導できる教員の育成も進展せず、教材やオルガンなどの楽器もほとんど備えられていない状態であつた。しかし「小学校教則綱領」で修身、つまり道德教育重視の方針が示されたのと時を同じくして、唱歌教育の教授法が決まつたことは注目に値する。

ところで当時伊澤らは、唱歌教育の中に道德教育をどのように組み込んでいこうとしたのだろうか。

明治十七年二月、伊澤は文部卿大木喬仁に「音楽取調成績申報書」を提出した。これは音楽取調掛創設概要、内外音律の研究、音楽と教育の関係、音楽唱歌伝習の事、俗曲改良の事など、伊澤を中心とした音楽取調掛の事業報告で

ある。当時の音楽観や音楽知識のレベル等、興味深い内容が含まれている。この中に道徳教育と音楽教育の關係について記されているので、次にとりあげてみよう。

道徳上ノ關係

音楽ハ人性ノ自然ニ基キ其心情ヲ感動激触スルモノニシテ、喜悅ノ歌曲ハ人心ヲ喜バシメ、悲哀ノ歌曲ハ人心ヲ悲歎セシムル等ノ如ク、一モ心情ノ感動ヲ生ゼザルモノナシ。故ニ正雅ノ歌ヲ歌フトキハ心自ラ正シ、和楽ノ音ヲ聞クトキハ心自ラ和ラク。心和キ正シキトキハ邪惡ノ念外ヨリ入ル能ハズ。心ニ邪惡ノ念ナキトキハ善ヲ好シ、惡ヲ避クルハ人ノ常ナリ。是ヲ以テ心ヲ正シ身ヲ修メ俗ヲ易フルハ、音楽ニ如クモノナシ。古語ニ曰ク「礼楽不可ニ以須臾去」身ニト、聖賢ノ礼楽ヲ重スル其レ斯ノ如シ。抑幼時ハ人ノ畢生ニ於テ最モ感化ノ速ナル時期ニシテ、後來善惡ノ別ヲ顕ハスハ則チ此時ノ薰陶ニ因由セザルモノナシ。故ニ此幼時ニ授クルニ至良ノ歌曲ヲ以テセバ、温良純正ノ徳性ヲ發育スルニ足ルヤ疑ヲ容レズ。〔中略〕

是ヲ以テ本掛ニ於テ撰定スルトコロハ、多ク此意ヲ主トシ勉メテ平和ニシテ議論ニ涉ラザルモノヲ取レリ。間々理義ヲ説クモノアルモ、多クハ花鳥風月ノ辞ヲ其間ニ雜ヘテ、心神ヲ悦懌セシメ識ラズ知ラズ善ニ化シ、邪ヲ去ルノ意ヲ寓シ、専ラ徳育ニ資スルトコロノモノヲ取用セリ。例ヘハ幼稚進学ノ快情ヲ鼓舞スルモノニハ、「進め〜」ノ如ク、朋友ヲ愛慕シ交際上信義ヲ厚ウスルノ心情ヲ養成スルモノニハ、「霞か雲か」「螢の光」等ノ如ク、父母ノ恩恵ヲ慕ハシムルモノニハ、「大和撫子」「思ひ出れば」等ノ如ク、尊皇愛國ノ赤心義氣ヲ喚發セシムルモノニハ、スベキ至情ヲ養成セシムルモノニハ、「雨露に」「忠臣」等ノ如ク、尊皇愛國ノ赤心義氣ヲ喚發セシムルモノニハ、「君か代」「皇御国」等ノ如ク、敬神ノ心ヲ起サシムルモノニハ、「栄かゆく御代」ノ如キ、是ナリ。

以上述ブル所ニヨリテ唱歌ノ教育上ニ関シ、特ニ体育及ビ徳育ニ資スルノ大ナルハ、自ラ明了ナルベシ。

音楽が道徳に關係するのは、「正雅ノ歌」を歌い、「和楽ノ音」を聞いたること、心を正しくしまた和らげる

ことができるように音楽は人の心に影響を与えるからである。したがって邪心など起こることなどない。このように心を清く正しくおさめられるものは、音楽以外にはない。それゆえ徳育に音楽を用いるべきである、と伊澤は述べている。やっと明治十年代の終りになって、音楽教育の指導理念も明らかになり、唱歌教育の準備が整うようになった。ここまでの中でわかることは、明治十年代に伊澤らの努力により、音楽教育を実施することが制度的に確立し、唱歌教材も作られ始めたことと、修身の重要性が見直されて、音楽と修身が同時進行的に教育制度の中に組み込まれ、二十三年の「教育勅語」に流れ込んでいく事である。

三、民衆の俗曲とその改良案

教育勅語渙発に触れる前に、明治十年代の人々の音楽観について、簡単にふれてみたいと思う。明治十年代に学校教育の中で制度として唱歌教育が定められているが、まだ十分に唱歌が実施されていたわけではなかった。むしろ一般の人々にとっては、卑俗な民衆歌に親しみを感じていたのである。当時歌われていた民衆歌の多くは俗曲だった。民衆歌には子供の歌や大人の歌、女子の教養の一つとして歌われた常磐津・清元・端唄などがある。⁽¹³⁾

当時の子供の歌には手毬歌・数え歌などの遊び歌、子守歌などの労働歌がある。大人の歌には盆踊りの歌などの娯楽歌、草刈歌・馬子歌などの労働歌、また世相を反映した流行歌^{はやりうた}などがあつた。

この中で特に歌詞の卑俗性が叫ばれ、影響力が強かったのは女子の教養歌と流行歌であつた。女子の教養歌である常磐津・清元・端唄などの俗曲は都市を中心としてさかんで、特に東京では女子に三味線・常磐津等を「御稽古」として習わせるのを通例としていた。

この「御稽古」は、家庭の子女の教育の中で欠かせないものとされていたために、女子は学校は休んでも稽古は休

んではいけないものと教えられていた。また邦楽と発声法も調子も全く異なっている学校唱歌は、邦楽教授上の障害になるからといって、親は子に学校をやめさせるような事もあつた。⁽¹⁴⁾これ程まで「御稽古」が重視されたのは、歌が上手であれば良縁にも恵まれ、下手であれば女として恥であるといわれるほど稽古をしているか否か、その上手・下手は女の生き方を決める大事な要素とされていたからである。学校にいる時でさえも授業より「御稽古」に気をとられていたので、学校教育の弊害となり、教師達はそのような民衆の風習に対して生徒の父母の意識を改革しようとしたが、あまり効果はなかつた。当時、女子の芸事は女子教育の重要な部分をなし、女子の教養のひとつとして民衆の生活に根ざした音楽であつた。

このような俗曲の実態について、矢田部良吉が「音楽学校論」⁽¹⁵⁾のなかで取り上げているので掲載してみよう。

我邦俗曲の卑猥なる事

儲眼を転じて我邦俗歌の如何なるものなるやを索るに、其曲と云ひ其辞と云ひ野卑猥褻を極め、言語道断なるもの比々是なり。古の聖賢が音楽の風教上緊要なるを論ぜしと同時に、亦鄭声の悪むべきを論じたり。而して我邦の俗曲の如きは、其最も甚しきものなり。余は之を此に引証するをも嫌忌する所なれども、余の言辞決して不当ならざるを証明せんが為に、其一二を此に摘出せん。(中略)

又、此に清元本数種あり。其卑猥なる、常磐津本に一步を譲らず。例へば「袖浦誓中偈」(一名、お駒得兵衛)は或る屋敷に奉公中不義を働き女夫となることを記し、「其噂桜色時」(一名、おしゅん伝兵衛)は義理を立つる為め淫事を以て人を誘惑することを記し、「梅柳中宵月」(一名、清心)は娼妓破戒の僧と固く契り其胤を宿し遊廓を出奔し痴情の極遂に情死するを記し、「其噂吹川風」(一名、玉屋新兵衛)は遊治郎と芸妓の情死を記し、「月友桂川浪」(一名、お半長右衛門)は幼き時養育したる女子と伊勢参詣の帰途通じて遂に情死するを記す。

此他、皆大同小異なり。其記事の卑猥なれば其言辞も亦卑猥ならざるを得ず、今之を摘出するを要せず。

矢田部はこのように清元や常磐津の具体例をあげて俗曲を批判し、続けて次のように述べている。

俗曲は下等社会の教科書なり

上に列挙せる端唄、常磐津、清元等は下等社会の最も嗜む所にして、其余波上流社会にも亦達せり。殊に常磐津、清元等の如きは、不徳の方法順序を丁寧親切に教導するものなり。下等社会の者は之を聴き之を習ひ之を暗誦して頭脳に染み込み居れば、其感化力実に強大にして学校教育の比に非ず。故に余は曰んとす、俗曲本は下等社会の修身教科書なり（ハイブル）なりと。然るに此教科書たる、学校読本の如く面白からざるものに非らずして、凡夫の凡情に訴へ卑猥心に訴ふるもの、みならず、加ふるに卑猥の音曲を以てするものなれば、感化力のみより云へば天下無双、教育社会絶無の好教科書なり。此の如き無二の教科書を以て薰陶せられたるもの、豈卑猥の事を恥辱とするものあらんや。

この段落では俗曲が下等社会の教科書であると指摘し、感化力の大きさについて述べている。だからこそ矢田部は俗曲改良の具体策を次のように述べている。

俗曲改良の方法

前述の如くなれば、俗曲は到底改良せざる可らず。然れども此事たる、決して容易の業に非らず。固より法令を以て之を改良すること能はず。仮令端唄、常磐津、清元等を禁止し得るとするも、人は各発声機関あり聴機関あるものなれば、何か之に代へて謡ふべきもの聴くべきものなくんばならず。国の開明と草昧とを問はず、未だ曾て音楽なきものあらず。故に俗曲改良の事は、徐々として之を計画するとの外なし。其方法は左の三条を以て良とするは、識者の普く認定する所ならんか。

第一 学校唱歌を盛にする事。

第二 俗曲中取るべきものは或は之を取り、或は修正を加ふる事。

第三 優美高尚なる音曲の嗜好を奨励する事。

右三条の内、第一は最も行ひ易くして最も勢力あるものなり。如何となれば、純良唱歌の発声機関を發達せしめ徳性を涵養するは、幼時にありて其功最も著しければなり。

ここで矢田部は俗曲改良の方法として三点あげ、その第一に学校唱歌を盛にすることを指摘している点が重要であると思われる。当時これらの端唄常磐津等の俗曲や流行歌は、知識人達によつてわが国の後進性を示す卑猥な歌と批判されたが、民衆の中に根強く生き残つていた。知識人達は、民衆の生活の中から生まれられた卑猥なる俗歌を批判し続けていた。

また、伊澤修二も「音楽取調成績申報書」の中で「俗曲改良」について述べているので、以下に引用してみよう。

俗曲改良ノ事⁽¹⁶⁾

本邦俗曲ハ古來識者ノ為ニ放擲セラレ、挙ケテ之ヲ無学ノ輩ノ手ニ委スルヨリ音楽ノ本旨ニ悖リ、人事至底ノ用途ニ帰シ隨テ野卑ニ流レ、其歌曲ノ成立ハ今日最モ下流ノ極ニ達セリ。是ヲ以テ其弊害勝テ言フベカラザルモノアリ。試ニ其一ニヲ述ベンニ、俗曲ノ淫奔猥褻ナルハ風教ノ醜毒ヲ為ス、是其一也。俗曲ノ旋律淫風ヲ極ムルハ士人ノ趣味ヲ淫佚ニ導キ、為メニ雅正善良ナル音楽ノ振興ヲ妨害スル、是其二也。俗曲ノ淫邪ナルハ誘惑ノ途ヲ開キ、徳教ノ涵養ヲ妨害スル、是其三也。外交日新ニ際シ彼此ノ文物相融通スルノ今日ニ在テナホ此ノ如キ音曲ノ盛行ハハ、国家ノ体面ヲ毀損スル、是其四也。然ルニ俗曲ハ今日民間流行ノ甚タシキモノニシテ、下民ノ風俗ハ殆ト茲ニ根拠スルノ勢アリ。故ニ人民ヲ猥褻淫行ニ誘致スルハ職トシテ此俗曲ノ然ラシムルトコロトスルモ、敢テ過言ニアラザルベシ。即チ今ノ人情ヲ察スルニ、父母ノ困窮ニシテ其子女ヲ学校ニ送ル資力ナキモ、朝ニ夕ニナホ此俗曲ヲ勉強セシメザルハナク、マタ雅正善良ナル音楽ヲ聴テ心身ノ修養ヲ正路ニ要メンヨリハ、寧ろ淫野ノ音曲ヲ聞テ目前ノ快ヲ取ラザルハナシ。是ヲ以テ上流ノ婦女ニ在リテハ間々口ヲ掩フテ演シ耳ヲ掩フ

テ聴クナキニアラザルモ、此曲ヲ学ビ此曲ヲ聴カザレハ殆ド世間ニ齒スル能ハザルノ弊勢ヲ致セリ。故ニ此淫曲ニシテ此勢力ヲ逞スル間ハ、タトヒ雅正善良ナル音楽ヲ興ストモ、タトヒ千百ノ校舍ヲ連ヌルトモ、マタタトヒ尽善尽美ノ教育ヲ布クトモ稍赤手ニ狂瀾ノ勢アリ。

伊澤はこの中で、俗曲の弊害を四点指摘している。第一に社会の風習に悪影響を及ぼす。第二に国民の趣味を低俗にして良い音楽の振興を妨害する。第三に道徳的教育を妨害する。第四に外交上国家の体面を損なう。このように俗曲が社会の中で勢力を持つていくかぎり、「雅正善良ナル音楽」を興しても、多くの学校を創り最善の徳育を施しても弊風をあらためることができない、と述べている。伊澤は当時の民間に流行していた音楽を分析して批判するだけではなく、改良の方針もこの申報書の中で報告している。

矢田部や伊澤の批判からわかることは、低俗な音楽を改良しなければならぬという事であり、それは単に音楽としてレベルが低いだけではなく、倫理道徳的なレベルの低さも同時に批判されているということである。その両方の改良が明治期の唱歌教育の課題となる。和と洋をうまく折衷した音楽と道徳的内容を持った唱歌が求められていたのである。

俗曲改良も音楽教育を推進させる必要な要素であるが、教員養成も重要な役割を担っていた。音楽取調所の卒業生がはじめて送り出されるにあたって、音楽教育が普及することへの期待を森有礼が表明している。

音楽取調所卒業式祝辭⁽¹⁷⁾

則第一今回ノ卒業ハ音楽取調所設立以来初メテノ事ニシテ、殊ニ五年ニ一度ト限リアル、誠ニ容易ナラサル時機ナリ、第二音楽ハ我国ノ教育上、未タ嘗テ之ヲ必要ノ一事ナリト認メサリシヲ、今日ヨリ之ヲ必要ナリト思フ様ニ今日ノ卒業諸子カ大ニ働カル、ナラント信スルナリ、第三旧来ノ音楽ハ概シテ遊惰ヲ促カスノ具タリシヲ、今日ノ卒業諸子ノ働カル、ヘキ前途ノ方向ハ、全ク之レニ反対シテ正シキ礼楽ノ樂ヲ興シテ以テ風俗ヲ改良スル

ニアルナリ、第四今日卒業諸子ノ前途ヲ思フニ、苦多キモ却テ之ヲ樂トシ、以テ世ヲ益シ、其福利ヲ進メラル、コトナラント信シ、亦タ且ツ諸子一身ノ為メ、衆人ノ為メ、及ビ今世來世ノ為メ多少ノ利益ヲ生ズルハ、此ノ容易ナラサル時機ニ源スヘシト感スルナリ、第五此ノ祝会ニ招カレ、斯カ、ル愉快ナル感覺ヲ起サシメタルハ、伊澤君ヲ初メトシ、其他ノ諸君ノ賜物ニシテ、深ク謝スル所ナリ

この資料から音楽が教育にとつて必要となり、音楽を通じて国の道徳も改良されるようになって欲しいと願う森の心持ちがよく伝わってくる。第一回目の音楽取調所卒業生が誕生したことによつて、音楽教育普及への希望が生じたのである。

このように知識人たちの音楽教育改良の動きの中で「教育勅語」が渙発された事は、唱歌教育にとつても極めて大きな意味を持っていた。

四、教育勅語唱歌の成立

明治二十三年十月三十日、「教育ニ関スル勅語」が渙発された。その直後から勅語衍義書などが次々と刊行されて、道徳教育の指針として活用されていくことになるが、それと共に教育勅語唱歌も作られていった。最もはやく発表されたと推定される勅語唱歌は、明治二十三年十二月二十七日に発行された菟道春千代作詞の「国民教育 勅語唱歌」である。

「国民教育 勅語唱歌」⁽¹⁸⁾

菟道春千代・作歌

まもれやまもれみことのり
あきつみかみとみよしすら
すめらみことのみ、づから
おきてたまひしみことのり
あさなゆうなにかたりつぎ
いひつぎゆきてまもりつ、
ゆめなわすれそときのまも
まもれやまもれみことのり
すめらみくにはあめつちの
ひらけそめにしむかしより
きみあきらけくおみまめに
そむくことなくうるはしき
こゝろのはなをかざしつつ
つたえきにけりながきよを

この唱歌には、まだ譜面が付いていなかった。最初の頃の勅語唱歌は作詞だけで、実際に歌われたのかどうか定かではない。⁽¹⁹⁾ 替歌として歌われることを前提にしていたものもあった。栗本宅次郎作詞「勅語童諭教へ歌」(二十四年

三月十五日) などその例である。

④ 「勅語童諭数へ歌」⁽²⁰⁾ 栗本宅次郎

勅語原文

我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ世々厥ノ美ヲ

濟セルハ之^(マゴ)レ我國体ノ精華ニシテ

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ

夫婦相和シ朋友相信シ

恭儉己レヲ持シ

博愛衆ニ及ホシ

学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ

知能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ

進ンデ公益ヲ広メ

世務ヲ開キ

常ニ国憲ヲ重ンジ

国法ニ遵ヒ

童諭歌

一ツトヤ 人々守れよ忠孝の〜

二ツカ皇国^{みくに}の精華^{たましひ}ぞ〜

二ツトヤ 父母兄弟や朋友や〜

夫婦の道に違ふなよ〜

三ツトヤ 身持を慎み金銭や〜

時間を無益に費すな〜

四ツトヤ 世に在る者は鳥獸〜

草木のたぐひもいつくしめ〜

五ツトヤ 聊か学業怠らず〜

智恵つけ行ひ正せかし〜

六ツトヤ 群^むれある事業^{しごと}をなし遂げて〜

世の為^{ため}に尽^つせや他人^{ひと}の為〜

七ツトヤ 何はともあれ国^{くに}の憲〜

国のおきてに背くなよ〜

一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ

八ツトヤ 矢丸も怖れず君護れく

以テ天 壤無究ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

国に大事のある時はく

教育の淵源 又実ニ此ニ存ス

九ツトヤ 此に物せる事柄はく

教育の淵源勅語の主旨く

(一ツトヤヲ受ケ結ブ)

十トヤ 外国人も仰がなんく

(完結)

我日の本の臣民の公道く

先程述べたように教育勅語の渙発直後から、それを解説した衍義書が続々と刊行されはじめた。また、教育勅語の歌も作詞されている。作詞のみで曲の付かなかった唱歌も多くあるが、作曲を前提とした作詞であったと推定される。また、早川貞雄編『教育基本 勅語の歌』(和久光徳作詞・寺本次郎作詞「教育基本 勅語の歌」二十四年二月)のように、朗読用に作られた歌もあつた。教育勅語の歌に曲がつけられた最初ものは、宮嶋善文作詞「勅語奉読式の歌」に長尾芳太郎が作曲したと推定される勅語唱歌である(明治二十四年九月)。

⑪「勅語奉読式の歌」 作詞 宮嶋善文 作曲・長尾芳太郎

一、仰ぐも高き御掟は 人の心のはしらなり

とはに動かぬしきしまの みちとはむべもいひけらし

二、御代の光りはまさやかに 五つの道をてらすなり

山路分けつ、旅人の 夜半にもひとりこへつべし

勅語奉讀式の歌

(ト) 長調^{4/4}作曲

〔長尾芳太郎〕

	2	2	2	1	1	6	6	6	5	5	1	3	2	—	. 0
1.	あ	ふ	く	も	た	—	か	き	み	お	き	て	は	—	— 0
2.	み	—	よ	の	た	—	か	り	ま	さ	や	か	は	—	— 0
	3	3	1	6	5	6	6	6	5	1	6	2	1	—	. 0
	ひ	—	と	の	こ	こ	ろ	の	は	し	ら	な	り	—	— 0
	い	—	つ	つ	こ	こ	ろ	の	た	ら	す	な	り	—	— 0
	5	5	6	5	5	3	5	5	5	5	6	5	5	3	2 —
	と	—	は	に	う	ご	か	ぬ	し	き	し	ま	の	—	— —
	や	—	ま	ぢ	わ	け	つ	つ	た	び	び	と	の	—	— —
	3	3	2	1	1	6	6	6	5	1	6	2	1	—	. 0
	み	ち	と	は	む	—	べ	も	い	ひ	け	ら	し	—	— 0
	よ	ち	と	は	む	—	べ	も	こ	へ	つ	べ	し	—	— 0

この宮嶋が作詞した「勅語奉讀式の歌」に恒川鐘之助も別の曲を付けて発表している（同年十一月）。この後、続々と曲の付いた教育勅語唱歌が発表された。

教育勅語発直後から発表された「勅語唱歌」は、明治期だけでも二十八曲にのぼっている。これらの曲は、今日忘れられてしまった。次にその一覧を掲載しよう。⁽²²⁾

忘れられた教育勸語唱歌一覽（発表年代順）

曲名	作詞者	作曲者	発行年月日	発行・出版者	曲番・楽譜	備考
① 「国民教育 勸語唱歌」	菟道春千代		明治23年12月27日	金港堂本店	6番 無	(17) 第29集52頁
② 「教育基本 勸語の歌」	和久光徳		24年2月20日	大阪教育書房	5番 無	(18) 第29集54頁
③ 「教育基本 勸語の歌」	寺本次郎		24年2月20日	大阪教育書房	4番 無	(19) 第29集57頁
④ 「勸語童諭数へ歌」	栗本宅次郎		24年3月15日	上野教育会	10番 無	(20) 第29集60頁
⑤ 「勸語歌」	橋本光秋		24年3月24日	東京金港堂	1番 無	(21) 第29集62頁
⑥ 「勸語歌」	石橋臥波		24年5月22日	吉岡教育書房	2番 無	(22) 第29集63頁
⑦ 「勸語唱歌」	渡邊武助		24年6月20日	森本里	8番 無	(23) 第29集66頁
⑧ 「教育勸語 勸学歌」	小田清雄		24年6月27日	大阪国文館	1番 無	(24) 第29集68頁
⑨ 「教育 勸語之唱歌」	松本謙堂		24年7月18日	大阪積善館	6番 無	(25) 第29集69頁
⑩ 「勸語訓歌」	森塚廣吉		24年8月1日	森塚廣吉	12番 無	(26) 第29集72頁
⑪ 「勸語奉読式の歌」	宮嶋善文	長尾芳太郎	24年9月17日	磊落堂	4番 有	(1) 第28集55頁
⑫ 「勸語の歌」	宮嶋善文	恒川鎌之助	24年11月25日	吉岡平助	4番 有	(2) 第28集56頁
⑬ 「勸語の歌」	倉田績	恒川鎌之助	24年11月23日	普及舎	3番 有	(3) 第28集57頁
⑭ 「勸語奉読の歌」	武安衛		24年12月7日	香文舎	1番 無	(27) 第29集79頁
⑮ 「勸語奉読の歌」	武安衛		25年3月10日	香文舎	1番 無	(28) 第29集81頁
⑯ 「拝勸の歌」	白井規矩郎	深澤登代吉	25年8月20日	中田書店	3番 有	(4) 第28集58頁
⑰ 「勸語奉読式の歌（大君）」	金戸弥一郎	佐藤茂吉	25年12月30日	翰林堂書肆	2番 有	(5) 第28集59頁
⑱ 「勸語奉答」	勝安芳	小山作之助	26年8月12日	文部省告示第三号	1番 有	(6) 第28集60頁
⑲ 「教育勸語拝読の歌」	阪正臣	未詳	26年8月18日	大日本図書株式会社	3番 有	(7) 第28集64頁
⑳ 「教育勸語とし歌」	八雲都留麻	八雲都留麻	26年9月10日	吉岡平助	3番 有	(8) 第28集67頁

21	「勅語拝読の歌」	村上珍休	元橋義敦	29年5月12日	熊谷久栄堂	2番有	(9)	第28集71頁
22	「教育勅語拝読の歌」	農美重由	元橋義敦	29年11月3日	明輝社	3番有	(10)	第28集72頁
23	「教育勅語唱歌」	武島羽衣	小山作之助	33年11月15日	大倉書店	100番有	(11)	第28集73頁
24	「教育勅語唱歌」	栗島山之助	山田源一郎	33年12月15日	秀英舎	48番有	(12)	第28集81頁
25	「勅語唱歌」	渡邊武助	山田源一郎	34年3月24日	教育書房	8番有	(13)	第28集86頁
26	「修身唱歌」	林麿臣	山田源一郎	34年6月9日	君民同祖書院	30番有	(14)	第28集89頁
27	「勅語奉答」	中村秋香	小山作之助	34年7月25日	東京開成館	1番有	(15)	第28集94頁
28	「教育勅語義解修身歌」	井上圓了		41年1月26日	通法寺奨学会	1番無	(29)	第29集83頁
29	「勅語奉答」	佐々木信綱	田村虎藏	大正15年4月14日	松邑三松堂	2番有	(16)	第28集95頁

【なお備考欄の「」内の数字は、拙稿「明治期の倫理教育と唱歌—教育勅語関係唱歌について—」（『日本大学教育制度研究所 紀要』第28集）、「明治期の倫理教育と唱歌 2—曲のつかない教育勅語関係唱歌について—」（『日本大学教育制度研究所 紀要』第29集）に掲載した資料番号である。】

これらの教育勅語関係唱歌は系統として、大きく五つに分類することができる。（ただし、数種の分類を含むもの、あるいは分類不可能なものもある。）

- 一、「奉答歌」系（勅語が渙発された事に対する国民の喜びなどを表したもの）
- 二、「奉祝歌」系（天皇や肇国を奉祝する歌）
- 三、「徳目歌」系（勅語の徳目が含まれている歌）
- 四、「国歌」系（日本の国柄や忠君愛国的なもの、軍歌も含む）
- 五、「歴史人物歌」系（二宮尊徳などの歴史上の人物の徳行を歌にしたもの）

なおこの三の「徳目歌」系の中に国体歌系、歴史人物歌系も全て含まれ、四の国体歌系には、「義勇公ニ奉ジ」の徳目を表したほとんどの軍歌が入る。五の「歴史人物歌」系は明治三十年代にヘルバルトの教育理論が日本に紹介されてから多くなるが、二十年代にはまだほとんどなかった。

教育勅語関係唱歌の分類

一、「奉答歌」系

- ⑪ 「勅語奉読式の歌」 作詞・宮嶋善文 作曲・長尾芳太郎
- ⑫ 「勅語の歌」 作詞・宮嶋善文 作曲・恒川鎌之助
- ⑬ 「勅語の歌」 作詞・倉田績 作曲・恒川鎌之助
- ⑭ 「拝勅の歌」 作詞・白井規矩郎 作曲・深澤登代吉
- ⑮ 「勅語奉読式の歌（大君）」 作詞・金戸弥一郎 作曲・佐藤茂吉
- ⑯ 「勅語奉答」 作詞・勝安芳 作曲・小山作之助
- ⑰ 「教育勅語拝読之歌」 作詞・阪正臣 作曲・未詳
- ⑱ 「勅語拝読の歌」 作詞・村上珍休 作曲・元橋義敦
- ⑲ 「教育勅語拝読の歌」 作詞・農美重由 作曲・元橋義敦
- ⑳ 「勅語奉答」 作詞・中村秋香 作曲・小山作之助
- ㉑ 「勅語奉答」 作詞・佐々木信綱 作曲・田村虎蔵

二、「奉祝歌」系

- ① 「国民教育 勅語唱歌」 作詞・菟道春千代
- ② 「教育基本 勅語の歌」 作詞・和久光徳
- ③ 「教育基本 勅語の歌」 作詞・寺本次郎
- ④ 「教育 勅語之唱歌」 作詞・松本謙堂

三、「徳目歌」系

- ① 「国民教育 勅語唱歌」 作詞・菟道春千代
- ③ 「教育基本 勅語の歌」 作詞・寺本次郎
- ④ 「勅語童諭数へ歌」 作詞・栗本宅次郎
- ⑤ 「勅語歌」 作詞・橋本光秋
- ⑥ 「勅語歌」 作詞・石橋臥波
- ⑦ 「勅語唱歌」 作詞・渡邊武助
- ⑧ 「教育勅語 勸学歌」 作詞・小田清雄
- ⑨ 「教育 勅語之唱歌」 作詞・松本謙堂
- ⑩ 「勅語訓歌」 作詞・森塚廣吉
- ⑳ 「教育勅語さとし歌」 作詞・八雲都留麻 作曲・八雲都留麻
- ㉑ 「勅語拝読の歌」 作詞・村上珍休 作曲・元橋義敦
- ㉒ 「教育勅語唱歌」 作詞・武島羽衣 作曲・小山作之助
- ㉔ 「教育勅語唱歌」 作詞・栗島山之助 作曲・山田源一郎

②⑤ 「勅語唱歌」 作詞・渡邊武助 作曲・山田源一郎

②⑥ 「修身唱歌」 作詞・林甕臣 作曲・山田源一郎

四、「国体歌」系

② 「教育基本 勅語の歌」 作詞・和久光徳

⑥ 「勅語歌」 作詞・石橋臥波

⑭ 「勅語奉読の歌」 作詞・武安衛

五、「歴史人物歌」系

⑩ 「勅語訓歌」 作詞・森塚廣吉

②③ 「教育勅語唱歌」 作詞・武島羽衣 作曲・小山作之助

五種類に分類した教育勅語唱歌の実例を掲載してみよう。

一、「奉答歌」系

⑮ 「勅語奉答」⁽²³⁾ 作詞・勝安芳 作曲・小山作之助

あやに畏き 天皇の。 あやに尊き 天皇の。

あやに尊く 畏くも。 下し賜へり 大勅語。

是ぞめでたき 日の本の。 国の教の 基なる。

是ぞめでたき 日の本の。 人の教の 鑑なる。

あやに畏き 天皇の。 勅語のままに 勤みて。
あやに尊き 天皇の。 大御心に 答へまつらむ。

二、「奉祝歌」系

⑨「教育 勅語之唱歌」⁽²⁴⁾ 作詞・松本謙堂

第一節

我か大君は畏くも 明治の二十と三つの年
神無の月に賜りし 教育の勅語の尊さよ
守れよ守れ諸共に 尊き勅語を守るへし
これそ吾れ吾れ臣民の 教育の淵源と辨へよ
思ひ廻せは遙けくも 幾万年の其むかし
御国を肇め給ひしは 大日靈貴の尊より
続て神武の帝なり 夫より清けき葦原に
深き御徳沢露繁く 育つる民草今までも
栄ゆく御国と諸共に 最と爛漫と麗はしき
文明開化の花咲し 春の長閑き永き日も
暑さ烈しき夏の日も 月影清き秋の夜も
雪降りしきる冬の夜も 楽み渡る嬉しさよ
御国の民であるからは 起き伏し其他束の間も

尊き勅語に心よせ

御代の徳沢に応ふへき

三、「徳目歌」系

⑧「教育勅語 勸学歌」⁽²⁵⁾ 作詞・小田清雄

五大州なる万国を

くまなく照らす大陽と^(ソマ)

もろさず載する地球と

ともに動かぬ皇位を

継せ給ひて八束穂の

千代田宮に座まして

国平けく民安く

在らせんものと畏くも

大御心を朝夕に

尽させ給ふ天皇の

勅語をば奉戴^{かこ}みて

皇祖皇宗の遺訓の

忠孝二つの道をしも

眷々服膺

指南になるも文学ぞ

父母には孝に兄弟^{あにおと}

互に友に夫婦和し

朋友たがひに相信じ

恭と儉とに己を持ち

博愛衆に及すも

智能を啓発き徳器をば

成就せしめ公益を

広め世務を開きつゝ、

国憲国法よく遵守り

一旦緩急あらば

敷嶋の義勇ふり起し

心も尽し身も尽し

天壤無窮の皇位の

隆盛扶翼たてまつり

天皇の忠良の

臣民となり克忠に
克孝にして国体の
精華を濟し、吾人の
祖先の遺風を顕彰すも
また文学によらざれば
うまくなすこと難かめり
されば一日も怠らず
勉め励めよ文学を

②⑤ 「勅語唱歌」⁽²⁶⁾

作詞・渡邊武助 作曲・山田源一郎

第二

忠孝二のこの大義
億兆心を一にして
是れ国体の精華にて
然れば後の教育も
光輝く日の本に
勅語の御旨意を能守り
日本の元氣を振起せ

人の踏むべき道なるぞ
世々皆厥美を濟しけるは
教育の淵源此に在り
万世此に拠るべきぞ
生活なせる臣民は

第五

学を修めて道を知り
業を習ひて理を悟り
天賦の知能を啓発し
徳義器量を成就して
進んで広むる公益は
世務を開く其基
常々国憲重んじて
能く国法に遵へよ
光輝く日の本に
生活なせる臣民は

勅語の御旨意を能守り 日本 of 元氣を振起せ

四、「国体歌」系

⑥「勅語歌」²⁷⁾

作詞・石橋臥波

第一 日本国

いともやすけき おほうみ 洋の 東のすみの離れ島
神の御代より伝はりて 瑞穂の国と名も高く
光り輝やく朝日影 さすや草葉の露ばかり
基定めし始めより 悔り受けし事やある」
氣候温和に地は清く 高く聳ゆる富士の山
清く流るゝ信濃川 春の白帆や秋の月
いと面白き琵琶湖水 松のはははは海の帆々
眺めもあかぬ舞子浜 空にかかれる岩間より」
白珠走る邪馬の溪 松の緑や白沙
遠く連なる天の橋 此の浮島に抜き捨る
松もなきてふ松の鳥 写し画ける絵図よりも
見てぞ驚く巖島 花かあらぬか白雲の」
かかる大和の吉野山 其趣の雅なる
世に比なく覺ゆなり 世に類ひなく覺ゆなり」

五、「歴史人物歌」系

⑳ 「教育勅語唱歌」⁽²⁸⁾ 作詞・武島羽衣 作曲・小山作之助

一一、雨漏る殿もかへり見ず にぎはふ民の竈をば

見て喜ばせ給ひしは これ仁徳のみかどなり

七七、あゝ忍耐のコロンブス かのアメリカを発見し

あゝ不拔なるニュートン氏 かの引力を見いだしぬ

七八、エヂソン、ワットの考へし 蒸気機関に電気術

あゝこれら皆大なる 世務開きしにあらざるか

八七、見よや楠木正成を 見よや新田の義貞を

忠魂義胆万世に 月日と光りあらそへり

五、勅語唱歌と祝日大祭日儀式規定

つぎに勅語唱歌に影響を及ぼした「祝日大祭日儀式規定」についてふれてみよう。

学校で行われる儀式には、四大節と言われた紀元節、天長節、明治節および一日一日の式があつた。また定期的なものとして入学式、卒業式、始業式、終業式等があり、さらに臨時的な慶弔、告別等の式がある。

その時に用いられる儀式唱歌として最初につくられた曲は、明治二十一年二月に発表された「紀元節唱歌」である。これは、明治二十一年当時の文部大臣森有礼が、宮内省御歌所長高崎正風に作歌を依頼し、東京音楽学校長の伊澤修

二に作曲させたものである。

儀式における音楽の効果は絶大なものがある。例えば教会において礼拝の際には讚美歌が大きな役割を果している事は、周知の事実である。基督教に限らずあらゆる宗教儀式には必ず音楽が伴っており、儀式において音楽の重要性は証明されている。

「小学校祝日大祭日儀式規程」⁽²⁸⁾(明治二十四年六月十七日)で、儀式の時「唱歌ヲ合唱ス」と定められた。この規程によると、紀元節・天長節・元始祭・神嘗祭・新嘗祭をはじめとして孝明天皇祭・春季皇靈祭・神武天皇祭・秋季皇靈祭および元日の祝祭日には、学校長以下生徒一同が式場に参集して、式典を挙行するとされている。その主な内容は、次のとおりである。

明治二十三年十月勅令第二百十五号小学校令第十五条ニ基キ小学校ニ於ケル祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規程ヲ設クルコト左ノ如シ

小学校祝日大祭日儀式規程

第一条 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一 学校長教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ 御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行ヒ且

両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス

但未タ 御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク

二 学校長若クハ教員、教育ニ関スル 勅語ヲ奉誦ス

三 三学校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル 勅語ニ基キ 聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ

歴代天皇ノ 盛徳 鴻業ヲ敍シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ敍スル等其祝日大祭日ニ相応スル演説ヲ為シ忠君
愛國ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム

四 四学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス

しかし、祝祭日に歌うべき唱歌が指定されていたわけではなかった。そのために、儀式用の唱歌が作詞され、それに曲が付けられるようになった。しかし、音楽に関心を持つ教育者が儀式用の歌詞や曲を発表しても広く社会一般や教育現場に浸透して歌われたわけではない。祝祭日の儀式にふさわしい唱歌はまだ少なく、また指導できる教員の数も限られていたために、学校によって唱歌の授業もなく、唱歌教育は普及していなかった。また、各学校が独自の判断で祝祭日の唱歌を作曲し歌っているような状況であった。そこで文部省は明治二十四年十月八日、次のような訓令を示し、小学校で用いる唱歌の歌詞・楽譜について指示している。

文部省訓令第二号 祝日大祭日ノ小学校唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ノ件⁽³⁰⁾

説明

唱歌ノ人心ヲ感動スル力ノ大ナルハ普ク人ノ知ル所ナリ、故ニ之ヲ教育上ニ適用センニハ須ラク其歌詞楽譜ノ雅正ニシテ心情ヲ快活純美ナラシムルモノヲ採択スヘシ、殊ニ小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フニ当リ用フル所ノ歌詞楽譜ハ、主トシテ尊皇愛國ノ志氣ヲ振起スルニ足ルヘキモノ、所謂国歌ノ如キモノタラサルヘカラサルハ論ヲ俟タス、然ルニ未タ適當ノ歌詞楽譜ナキカ為メ往々杜撰ノモノヲ用フルモノアリ、是レ教育上深ク憂フヘキコトナルヲ以テ本令ヲ発シタルナリ

このような全国の学校の状況をふまえて、文部省は明治二十四年十月、東京音楽学校長の村岡範^{はら}為^い馳^ちを委員長として黒川真頼ら十七名の委員を選び、祝祭日唱歌審査委員会を組織し、歌詞および曲の選定に当たらせた。

明治二十六年八月十二日、文部省は告示第三号で「小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行ナフノ際唱歌用ニ供スル歌詞並樂譜別冊ノ通選定ス」とし、儀式用唱歌として「君が代」「勅語奉答（作詩 勝安芳、作曲 小山作之助）」「一月一日」「元始祭」「紀元節」「神嘗祭」「天長節」「新嘗祭」の八曲を発表した。

これ以降学校教育の現場では、文部省選定の儀式用唱歌を中心として音楽教育が普及することになった。その意味では、祝祭日用の唱歌はまさに「音楽上の憲法」として、唱歌教育の基本と位置づけられ、指導されたのである。その後、各学校では祝祭日にそれぞれの祝日用の曲に加えて「君が代」と勝安芳作詞・小山作之助作曲の「勅語奉答」を必ず歌うようになっていった。こうして「君が代」と「勅語奉答」は、国民に最もよく知られた儀式用唱歌となった。

文部省告示からわずか三日後の十五日、東京教育社編『小学校用祝祭日唱歌』が八尾書店から出版されたのを初めとし、儀式用唱歌集が次々と刊行されていった。

文部省選定儀式用唱歌は、全国津々浦々の学校で歌われる事になった。勝安芳の「勅語奉答」も昭和二十年まで歌われ続けたが、歌詞には同類の副詞・形容詞が反復され、また単調な旋律であったために、音楽関係者や児童生徒には今一つ評判がよくなかったこともあり、これ以後も教育勅語の唱歌が作られ続けたのである。

終りに

今は忘れられてしまったが、このような教育勅語唱歌を通して、教育勅語の精神が子供達に学ばれていた。教育勅語唱歌が成立したのは、単に教育勅語が渙発されたからだけではなかった。明治十年代に伊澤修二が日本に音楽を普及させるために努力をした功績も忘れることはできないであろう。当時の俗曲を改良することが唱導されたのと同じ

時期に、元田永孚らが儒教をもとにした道徳的教育の必要性を力説していた流れがからみあって、明治二十三年の勅語渙発に至ったわけである。

勅語渙発直後から教育勅語唱歌が作成されているが、文部省も祝日大祭日儀式規程を制定し、その日に歌う唱歌を作成し、二十六年八月に公表した。この時作られた「勅語奉答」が、学校教育の中で昭和二十年の敗戦まで歌いつがれてきた。教育勅語唱歌は、二つの意味で国民に大きな影響力を及ぼした。

一つ目は、教育勅語唱歌を通して道徳的な精神が国民の中に浸透することになった。二つ目は、勅語奉答などの祝祭日唱歌が作られた事で、唱歌教育が初めて全国的に普及する事になった。

教育勅語唱歌は現在忘れられてしまったが、近代思想史や教育史の中で重要な役割を担っていたのである。

注

- (1) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第一巻、二八四頁～二八六頁
- (2) 海後宗臣「唱歌教科書総解説」(『日本教科書体系 近代編』第二十五巻「唱歌」) 六三五頁
- (3) 故伊澤先生記念事業会編纂委員編『栗石 伊澤修二先生』二六頁、大正八年十一月
- (4) 遠藤宏『明治音楽史考』五二頁、昭和二十三年四月十日
- (5) 『同右』六九～七四頁
- (6) 『教科教育百年史』三九五頁
- (7) 『同右』三九五頁
- (8) 『同右』三九五頁
- (9) 『同右』六五～六八頁
- (10) 『明治天皇紀第四』七五八頁、七五九頁

- (11) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第二卷、二五二頁
- (12) 伊澤修二『音楽取調成績申報書』一五〇頁―一五六頁
- (13) 田甫桂三『近代日本音楽教育史1』一〇九頁、昭和五五年九月十日
- (14) 『同右』、百十一頁
- (15) 『日本』(『日本近代思想大系 芸能』)三五〇頁―三五二頁、明治二十四年一月十三日この資料は明治二十四年のものであるが、明治十年代もこれと同じであった。教育勅語が渙発された当時の社会的風潮も知ることができる。
- (16) 伊澤修二『音楽取調成績申報書』三二七頁―三一九頁、明治十七年二月(原文句読点なし)
- (17) 『音楽取調所卒業式祝辞案』(『近代日本教育資料叢書人物篇一 森有禮全集 第一卷』)明治十八年七月二十日、四六八―四六九頁
- (18) 『勅語唱歌』(『国民唱歌』)明治二十三年十二月二十七日
- (19) 拙稿「明治期の倫理教育と唱歌 2―曲のつかない教育勅語関係唱歌について―」(『日本大学教育制度研究所 紀要 第一九集』平成十年三月)
- (20) 『上野教育会雑誌』第四一号 明治二十四年三月十五日
- (21) 長尾芳太郎『唱歌筆記』明治二十四年九月十七日、磊落堂出版
- (22) 曲名に直接「教育勅語」とか「勅語」とあるものだけに限定した。また教育勅語の徳目を含む歌を全部あげることになれば、殆ど全ての唱歌がこの中に含まれるという事もあり、「教育勅語」と直接関係のある曲だけを紹介した。さらに未調査のもの、埋もれているもの、新聞雑誌掲載のものを含めると、もっと多くの曲があるはずである。
- (23) 文部省告示第三號別冊(官報第三〇三七號附録) 明治二十六年八月十二日
- (24) 『教育 勅語之唱歌』作詞・松本謙堂、明治二十四年七月十八日、大阪積善館
- (25) 『教育勅語 勸学歌』作詞・小田清雄、明治二十四年六月二十七日、大阪国文館
- (26) 『勅語唱歌』作詞・渡邊武助、作曲・山田源一郎、明治三十四年三月二十四日、教育書房
- (27) 『勅語歌』作詞・石橋臥波明治二十四年五月二日吉岡教育書房
- (28) 『教育勅語唱歌』作詞・武島羽衣(又次郎)作曲・小山作之助、明治三十三年十一月十五日、大倉書店

(29) 『明治以降教育制度發達史』 第三卷、八八頁

(30) 『明治以降教育制度發達史』 第三卷、八九頁